

各所属長 殿

島根県警察本部長

建設工事に係る最低制限価格について（通達）

島根県警察が発注する建設工事の最低制限価格については、建設工事に係る最低制限価格について（平成27年4月16日島会甲第747号。以下「旧通達」という。）により取り扱っているところであるが、この度、最低制限価格の設定基準を見直し、下記のとおり適用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、令和5年8月7日限り、その効力を失う。

記

1 最低制限価格を設定する工事

島根県警察が発注する競争入札で執行する建設工事とする。ただし、交通安全施設工事の分離発注に係る制御機等製作工事及び予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣の定める額以上の工事は除く。

2 設定方法

(1) 設定基準

下記アからオまでの合計額に消費税及び地方消費税額を加算した額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8を下回る場合は10分の8とする。

ア 直接工事費の100%

イ 共通仮設費の90%

ウ 現場管理費の90%

エ 一般管理費等の70%

オ その他の経費の100%

(2) 建築関連工事の算定方法

建築関連工事（建築関連積算基準（以下「積算基準」という。）により積算する建築工事をいう。）の積算には、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、上記(1)により算定する場合には、次のとおり運用する。

ア (1)アの直接工事費は、積算基準により算定した直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とする。

イ (1)ウの現場管理費は、積算基準により算定した現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

ウ 上記の現場管理費相当額は、昇降機設備工事の場合は直接工事費の20%、その他の建築関連工事は直接工事費の10%とする。

(3) 適用除外

標準的な積算が困難である工事については、上記算定方法によらず、予定価格の10分の8を目処に最低制限価格を設定する。

3 施行日

令和5年8月7日以降に入札公告又は指名通知を行い、競争入札で執行する工事から適用する。